

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成29年1月11日(水)午前10時00分から午前10時40分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(16人)

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 2番 柿本 太志 委員 3番 千田 甚治 委員

4番 山地 康弘 委員 5番 中桐 敏憲 委員 6番 田邊 洋樹 委員

7番 小幡 通隆 委員 8番 安田 公彦 委員 9番 難波 福治 委員

10番 難波 朋裕 委員 12番 亀山 徹 委員 13番 難波 克巳 委員

14番 黒岡 勝美 委員 15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(2人)

11番 原田 龍五 委員 18番 小野 健児 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

4番 山地 康弘 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 6 号 「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取について

議案第 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第 8 号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請について

議案第 9 号 農業経営基盤強化促進基本構想（倉敷市農業経営基本構想）の改正に係る意見書の提出について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 5 号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主幹 前田 一郎 主任 日下部 啓司 主任 中村 英樹

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

事務局 池原次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますが、農地部会長は欠席のため、これより議事の進行は栗坂農地部会長職務代理者をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
栗坂農地 部会長代 理 (以下 「議長」)	<p>ただ今から、平成29年1月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(16)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(8)番(安田 公彦)委員と(9)番(難波 福治)委員にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の小林主任と早乗副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて12件の申請がありました。</p>

権利の種類の内訳は、所有権移転が8件、使用貸借権設定が4件です。

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号、1番から12番について調査票をもとに説明】

2番、3番及び4番につきましては、合わせて譲受人が下限面積を満たすこととなります。倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、営農計画書を確認し、農業を営む見込みが十分にあると判断いたしました。

5番、6番につきましても、合わせて譲受人が下限面積を満たすこととなります。倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、営農計画書を確認し、農業を営む見込みが十分にあると判断いたしました。

また、9番、10番及び11番につきましても、合わせて譲受人が下限面積を満たすこととなります。玉島地区協議会でご審議いただきましたが、営農計画書を確認し、農業を営む見込みが十分にあると判断いたしました。

その他、1番、7番、8番及び12番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

また、各地区協議会でご審議いただきましたが、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から2頁12番までの計12件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から2頁12番までの計12件は、許可と決定いたします。

次に、3頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局 早乗 副主任	<p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に8件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、あわせて参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番から8番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番についてですが、一括審議・一括許可を要するため、もう1件4条許可申請の提出が必要だったところ、提出が前回審議に間に合わなかったため、議案第3号の1番から3番までとともに保留となっていた案件です。提出を要した4条許可申請書の7番についてですが、11月29日に提出され、真備地区協議会でこれらを含めて一括でご審議いただきましたが、許可意見とのことでした。</p> <p>2番から6番および8番については、特に問題ございませんでした。</p> <p>今回、申請のありました8件についてですが、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この8件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、3頁1番から8番までの計8件は、別添調査票のとおり、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、3頁1番から8番までの計8件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、4頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請</p>

事務局 早乗 副主任	<p>について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から5頁にかけて11件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番から3番についてですが、一括審議・一括許可を要するため、もう1件4条許可申請の提出が必要だったところ、提出が前回審議に間に合わなかったため、議案第2号の1番とともに保留となっていた案件です。提出を要した4条許可申請書は11月29日に提出され、真備地区協議会でこれらを含めて一括でご審議頂きましたが、許可意見とのことでした。</p> <p>4番から11番についてですが、特に問題ございませんでした。</p> <p>以上により1番から11番の11件は、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この11件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、4頁1番から5頁11番までの計11件は、別添調査票のとおり、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしのことですから、議案第3号は、4頁1番から5頁11番までの計11件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、6頁をお開きください。議案第4号「農用地利用集積計画について」を議</p>

<p>議 長 事務局 則本主任</p>	<p>題とします。</p> <p>おそれいります，山地委員さんに関係する案件がありますので，農業委員会等に関する法律第 2 4 条により，議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>（山地委員 退席）</p> <p>それでは，事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第 4 号の「農用地利用集積計画について」でございますが，6 頁から 8 頁にかけて 2 7 件の計画が，倉敷市農林水産課に提出され，農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は，賃貸借 3 件，使用貸借 2 4 件です。</p> <p>また，利用期間の更新は 1 1 件で，更新切れを含む新規は 1 6 件です。</p> <p>今回，利用権設定を受ける借り手につきましては，農地所有適格法人によるものが 4 件で，その他は個人です。</p> <p>面積は 5 5 ， 5 6 2 m²です。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており，農業専従者は，1 人以上確保され，必要な農機具も所有しており，書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第 4 号の各案件につきましては，農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たすものとして，2 7 件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお，各地区協議会でご審議いただきましたが，すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく，お願いいたします。</p> <p>事務局の説明では，議案第 4 号「農用地利用集積計画について」は 6 頁 1 番から 8 頁 2 7 番までの計 2 7 件は，農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たすものとして，承認とのことですが，皆さん，ご異議，ご意見はございませんか。</p>

各委員 議 長	<p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしということでございますので、議案第4号は、6頁1番から8頁27番までの計27件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、山地委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(山地委員 入室)</p>
議 長	<p>山地委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>次に、9頁をお開きください。議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小林主任	<p>小林です。説明いたします。</p> <p>議案第5号「農地転用事業計画変更申請承認について」でございますが、9頁に1件の申請がございました。</p> <p>これは平成25年11月6日に農地法第5条で分家住宅で許可したものです。申請内容はこれは転用事業者、施設の変更になります。</p> <p>5頁議案第3号の10番、農地法第5条の申請と関連しております。</p> <p>このことについて玉島地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」は、9頁1番は、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第5号は、9頁1番は、承認されました。</p>

事務局 早乗 副主任	<p>次に，10頁をお開きください。議案第6号「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画に係る意見聴取について」を議題にします。</p> <p>それでは，事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第6号【「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」に係る意見について】でございますが，倉敷市長から平成28年12月15日付（農第1465号）で意見を求められています。これは，倉敷地域の農業振興地域整備計画に10頁にきさいされております施設を新たに追加して策定するものです。</p> <p>このことについて各地区協議会でご審議いただきましたが19頁の回答案のとおり回答するとのことでした。</p> <p>ご審議の程，よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では，議案第6号「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画に係る意見聴取について」ですが，19頁のように回答してよろしいかとのことですが，皆さん，ご異議，ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので，議案第6号は，承認といたします。</p> <p>次に，20頁をお開きください。議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。</p> <p>それでは，事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小林主任	<p>議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。20頁をご覧ください。玉島地区で1件の申請がありました。</p> <p>特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は玉島阿賀崎5丁目で，倉敷市玉島支所の北西約550mに位置しており，相続人と被相続人は同居しておりました。申請の2つの農地は，被相続人の自宅の南に隣接する野菜・果樹畑等です。</p> <p>通作距離も問題なく、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。</p> <p>また，申請農地は，農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。</p>

	<p>そして、相続人は相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。</p> <p>これらの調査内容について玉島地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、20頁1番は、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第7号は、20頁1番は、承認されました。</p> <p>次に、21頁をお開きください。議案第8号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第8号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」でございますが、21頁に1件の申請がありました。</p> <p>「特定農地貸付」とは地方公共団体や農協および個人が行う農地の貸付けで、「特定農地貸付けに関する農地等の特例に関する法律」(以下法といたします。)第2条各号の要件を満たすものをいいます。その内容としましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一区画が10アール未満の貸付であること。 (2) 営利目的でない農作物の栽培の用に供するための農地貸付であること。 (3) 5年を超えない貸付けであること。 (4) 相当数の者を対象に一定の条件で貸付を行うものであること。 (5) 個人所有の農地をその所有者が貸し付ける場合は、市町村と貸付協定を結

んでいること。

です。

本件は(1)から(5)の要件は満たしており特定農地貸付けに該当します。

これらの要件を満たす場合は農業委員会の承認を受けて貸付けを行うこととなります。

農業委員会は承認申請が提出された場合、法第3条第3項各号の4つの要件に該当すると認められるときは、承認することとなります。

4つの要件とは、

- (1) 特定農地貸付けの用に供する農地が、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。
- (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が、公平かつ適正なものであること。
- (3) 貸付期間その他の条件、適切な利用を確保するための方法等が、特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。
- (4) 特定農地貸付けの用に供される農地に所有権以外の権限に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。

以上4つの観点からご審議いただきます。

23頁の位置図を見ますと、本件農地は、市街化調整区域内農地ですが、東側は宅地、北側および西側は道路、南側は水路で、市街化区域に隣接しており、周辺は宅地です。また同頁に区画割を示した図がございますが、1区画が24m²となっており、全部で24区画です。

22頁の特定農地貸付規程には、第4(貸付条件)の貸付期間は5年、第5(募集の方法)は、チラシ、掲示等により、一般公募。第7(選考の方法)は申込書を提出した者の中から利用者を決定。とあります。

また、本件農地は所有者の自作地で貸借の対象とはなっていません。

以上のことから、法第3条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認との事でした。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長	<p>事務局の説明では、議案第 8 号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請ついて」は、21 頁の 1 番は、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第 8 号は、21 頁の 1 番は、承認されました。</p> <p>次に、24 頁をお開きください。議案第 9 号「農業経営基盤強化促進基本構想(倉敷市農業経営基本構想)の改正に係る意見書の提出について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>24 頁の議案第 9 号「農業経営基盤強化促進基本構想(倉敷市農業経営基本構想)の改正にかかる意見書の提出について」ですが、倉敷市長より、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定に基づき、意見を求められているものです。</p> <p>改正理由は、平成 28 年 3 月の「21 世紀おかやま農業経営基本方針」の改正に併せて、「くらしきの魅力ある農業経営 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を見直すものです。</p> <p>主な改正点は二つございます。</p> <p>一つ目は、「県の基本方針に併せて、育成・支援すべき担い手の対象を定義」するものです。</p> <p>二つ目は、「実情に応じて、営農類型(基本指標)をこれまでの 21 類型から 20 類型へ変更」するものです。</p> <p>なお、詳細な改正案及び新旧対照表は、あらかじめ議案と一緒にお配りしている資料のとおりです。</p> <p>これらの内容について、各地区協議会でご審議いただきましたが、今回の市基本構想の改正案は、妥当なものと判断されるため、「異議なし」と意見することが相当とのことでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いたします。</p>

議 長	<p>事務局の説明では、議案第 9 号「農業経営基盤強化促進基本構想（倉敷市農業経営基本構想）の改正に係る意見書の提出について」は、これを妥当なものと判断し、異議なしと意見することが相当とのことでしたが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第 9 号は承認されました。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしました。</p> <p>次に 2 5 頁をお開きください。</p> <p>ここからは報告案件です。</p> <p>報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>2 8 頁をお開きください。</p> <p>報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>2 9 頁をお開きください。</p> <p>報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>3 6 頁をお開きください。</p> <p>報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について</p> <p>3 7 頁をお開きください。</p> <p>報告第 5 号 農用地利用配分計画について</p> <p>一括して事務局に説明をお願いします。</p>
事務局 中村主任	<p>2 5 頁をお開きください。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、2 5 頁から 2 7 頁にかけて 1 6 件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に 2 8 頁をお開きください。</p> <p>報告第 2 号「農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について」で</p>

<p>議 長</p> <p>各委員</p> <p>議 長</p> <p>事務局 池原次長</p>	<p>ございますが、28頁に6件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に29頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、29頁から35頁にかけて40件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に36頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、36頁に4件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に37頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農用地利用配分計画について」でございますが、37頁に2件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、平成28年11月21日付けで農地中間管理権を取得した農地において、借り手との使用貸借権が設定されたものです。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第5号についてはすべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p> <p>ご審議ありがとうございました。</p>
--	--

議 長	<p>次回の農地部会は、平成29年2月7日(火)午後3時30分より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いたします</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時40分)</p>
-----	---

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成29年1月11日

倉敷市農業委員会

農地部会長職務代理者

署名委員

署名委員